

仕 様 書

1. 件名

令和8年度東京ブランド公式サイト制作及び運営管理等業務委託

2. 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」やロゴ「&TOKYO」等（以下「アイコン等」という。）を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を効果的に国内外に発信していく取組を行っている。

本事業では、東京都が平成27年に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき、東京の魅力を国内外に発信していく以下の東京ブランド公式サイト及び公式SNSアカウントの充実を図り、情報の更新及び運営管理を行う。

【本事業の対象となるWEBサイト・SNS】

ア. Tokyo Tokyo サイト（英語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/>

イ. Tokyo Tokyo サイト（日本語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/ja/>

ウ. SNS アカウント（英語・Facebook, X（旧Twitter）, YouTube）

Facebook : <https://www.facebook.com/TokyoTokyoOldmeetsNew/>

X（旧Twitter） : <https://twitter.com/TokyoTokyoBrand>

YouTube : <https://www.youtube.com/channel/UC-C1xH0mZ08R-1572ABZ0IQ>

エ. SNS アカウント（日本語版 Facebook）

URL : <https://www.facebook.com/TokyoTokyoOldmeetsNewJa/>

オ. &TOKYO サイトの運営管理

URL : <https://andtokyo.jp/>

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

TCVBの指定する場所

5. 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施に当たっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとして決定したアイコン等にこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。また、旅行検討段階における旅行者の行動モ

デルや観光情報接触行動の変化等を念頭におきつつ、東京ブランド公式サイトとしての特性や強みを踏まえた上で、その役割や位置づけについて定期的に確認し、理解を深めていく視点を持つこと。

なお、「東京のブランディング戦略」及びアイコンについては以下を参照すること。

- ・ 東京のブランディング戦略について
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>
- ・ 東京ブランド「Tokyo Tokyo」について
<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

(2) クリエイティブディレクターによる監修

上記ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターがデザイン、掲出内容等全体に渡って監修・確認を行う。事業の実施にあたり、受託者は必要に応じてクリエイティブディレクターと連携しながら事業を進めること。

(3) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
なお、東京ブランドの公式サイトとして、ブランドコンセプトがサイト全体に適切かつ一貫して反映されるよう、必要な知識、経験及び技能を備えた人材を業務体制に含めることとし、業務を適切かつ円滑に実施できるよう必要な人員を確保するとともに、制作・更新内容について適切な監修や確認を行う体制を構築すること。
- スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- 業務の詳細について TCVB の確認の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB へ報告すること。
- 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- 写真や映像利用に当たっては、著作権元と承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。また、掲載許可も受託者が取得すること。
- 本事業に際してインフルエンサー等からの情報発信を行う場合は、対象国の法律・慣習などを確認の上、該当する投稿についてプロモーションである旨を可能な限り明示すること。

6. 委託内容

(1) サイトの運営管理について

ア. システム・サーバ等の運用・保守管理

(ア) 既存コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として前年度の受託事業者から5月末までに引継ぎ、運用すること。ただし、後述の(キ)や「6 (7)」等で必要な場合など、改善を行うことも妨げない。また、引き継ぎ期間中に既存サイトに修正・更新があった場合は最新の情報を反映すること。

※参考：既存サイトのフレームワークは「nuxt.js (Nuxt 2)」を使用。以下(キ)もあわせて参照のこと。

引継ぎ、運用準備に係る一切の費用は本委託費に含めること。

(イ) 既に取得・使用しているドメイン名等は、運用上継続が必要となるものの契約更新等を行うこと。

(ウ) サーバーは受託者で用意し、受託者は本事業のWEBサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行

うこと。

- (エ) サーバーを設置するデータセンターは、24 時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
- (オ) サイトの運営システムの運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載すること。障害発生時は 24 時間受付可能な体制とすること。
- (カ) 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- (キ) サイトのフレームワーク「Nuxt.js (Nuxt 2)」を Nuxt 4 にアップデートすること。更新にあたり既存サイトの表示崩れが発生しないよう、影響可能性を事前に検討の上、必要に応じて閲覧に支障がでないような対策を行うこと。
- (ク) WEB サイト運用に使用するシステム等（サーバーなどのインフラ、使用ツール類等）は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに TCVB に共有し、TCVB の承認を得た上で対応策を講じること。なお、アップデートを実施した際は TCVB へ報告すること。
- (ケ) 別紙 1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(改訂版)」を参照の上、観光サイトとして運用する上でやむを得ない場合を除き同ルールに準じること。
- (コ) 「個人情報に関する特記仕様書」*を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。
* https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx
- (サ) 改正個人情報保護法、GDPR (EU 一般データ保護規則) その他関連する地域の個人情報取扱規約及びプラットフォーム利用規約に則り、Cookie 同意ツールを導入(選定、設定、実装を含む。)し、管理(同意ログの保存、バナー表示設定、法改正対応、バージョン更新等を含む。)すること。現行ウェブサイトは Tokyo Tokyo サイトのみ OneTrust を実装済みであるが、新規ツールの導入・実装は、同ツールの契約満了となる 6 月 30 日までに、&TOKYO サイトもあわせて実装完了すること。作業に当たっては、受託者自ら最新の情報収集に努めることとし、当該ツールのライセンス費用及び運用に係る費用は受託者の負担とし、本委託費に含めるものとする。なお、ツールの利用及び他サービスとの連携に際しては、必要に応じて TCVB と協議の上、当該連携先との調整を含め、適切に対応すること。

イ. デザイン・構成について

- (ア) スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイトを構成すること。
- (イ) 直帰率が低く、回遊性が高く(平均ページ閲覧数が多い/滞在時間が長い)なるよう工夫を行い、SNS のフォロー、シェア、関連コンテンツへの遷移等のアクションを意識したサイト作りを行うこと。
- (ウ) ユーザビリティが高く、対象ユーザーが瞬時に理解でき、世界的なトレンドを取り入れたデザインを心がけること。なお、デザイン及び構成は従来のを引き継ぐことも可とする。

(エ) ウェブアクセシビリティの確保と向上のため、JIS X 8341-3：2016 に基づいた試験を実施し、その結果を WEB サイト上に公表すること。

ウ. 言語・翻訳の品質管理

(ア) 各サイト制作・各 SNS アカウント運営における翻訳及び言語表記については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有するコピーライター・ライターが、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。

(イ) 固有名詞の表現等については、TCVB が指定する表現に揃えること。

エ. マニュアルの作成について

本仕様書で制作した WEB サイトは、他事業者でも運営保守が行えるようにマニュアルの整備等を行うこと。受託期間内で実施した内容に加え、改修にあたり実施した各種準備作業や取得したノウハウについても漏れなく整理し、マニュアルに記載すること。また、契約満了若しくは契約解除に伴う受託者の変更時に当たっては、新たな受託者と十分に引継ぎ業務を行い、当該業務に支障を来すことのないように対処すること。

(2) Tokyo Tokyo サイト (英語)

ア. 目的とターゲット

以下の国を中心とした、海外旅行検討層・訪日観光未検討層（まだ東京を旅行地として意識していない潜在顧客層）に対して、PR 映像の動画配信やオンライン広告等を中心としたプロモーションの誘引先として設置。サイト内の WEB コンテンツの閲覧を通じて、東京の魅力を理解してもらい興味関心を促すことを目的とする。

- ・ 欧米豪対象国：
アメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、フランス、スペイン、カナダ、イタリア
- ・ アジア対象国：
タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン
- ・ その他：観光消費又は訪都旅行者の面で成長が期待できる市場
UAE 等、インド、ブラジル、メキシコ、北欧等

イ. コンセプトについて

PR 映像や、他事業の制作物（動画、写真、記事等）などを活用し、コンテンツの拡充を図るとともに、直帰率や回遊率の改善、滞在時間の増加を促す。なお、サイト訪問者はまだ東京観光に対する強い意向を持っておらず、積極的に探す・読むといった行動は行いづらいことを考慮し、ユーザーに負担になることなく、見る・読むことができるコンテンツを展開する。

ウ. 言語

- ・ 英語を基本とする。他言語対応を行う場合は、TCVB の確認を得ること。
- ・ 英語ネイティブライターを起用し、本サイトのトナリを踏襲し、外国人旅行者の視点に立った、自然かつ適切な伝わりやすい文章で掲載すること。英語ライターは経験 2～3 年以上又は同等のスキルを有する候補者を複数名選定し、TCVB の確認を

得た上で決定すること。

- ・ 英語ネイティブライターとのコミュニケーション、スケジュール管理運営を行う体制を整えること。
- ・ 英文コンテンツは、日本語の参考訳もあわせて提出すること。
- ・ 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についても確認すること。
- ・ 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更に対応すること。

エ. コンテンツ

令和7年度までに制作したコンテンツについては、原則全ての情報を継続して本サイトに掲出するとともに、新たに以下のコンテンツの企画・制作を行うこと。

また、各コンテンツについては、原稿確定後又は TCVB からの文章・画像等の支給後、概ね1週間以内に公開できるような体制等を整えること。ただし、ページ構成の検討やデザイン制作が必要なものは、TCVBと調整の上、公開までのスケジュールを決定すること。

(ア) 既存コンテンツの更新・拡張・改善

① トップページ

- ・ サイト内のコンテンツの更新・追加に合わせて、更新を行うこと。
- ・ 「Official Instagram」の維持・管理を行うこと。
- ・ Tokyo Tokyo アイコンに込められたブランドコンセプトをより効果的に伝え、また主に海外からのアクセス及びユーザビリティを向上させるよう、現状のトップページの構成やデザインについて検証を行い、TCVBの承認の上、改善策を講じること。改善策は掲載順やフォントサイズの変更、ビジュアルの差し替え等の軽微な変更とし、大幅なデザイン変更・要素変更等は想定していない。

② 他事業と連携したコンテンツ企画・制作

- ・ TCVBより別途提供する、他事業の二次使用可能素材（動画、画像、記事等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な掲出方法を設定し、必要な編集/ライティング（翻訳を含む。）・コンテンツを制作すること。なお、二次利用素材については、各媒体のポリシーや規定等を遵守し、それぞれに応じた対応を行うこと。
(年16回程度)

※これまでの制作コンテンツ例:

<https://tokyotokyo.jp/article/?category=culture>

<https://tokyotokyo.jp/article/?category=food>

- ・ 必要に応じて、既存コンテンツの更新・改修を行うこと。(年3回程度)
 - ・ 事業開始後に支給する期日管理表に基づき、すでに掲載されているコンテンツを期日直前に削除すること。令和9年3月までの削除予定コンテンツ6件程度を見込むこと。
- ### ③ 東京おみやげ
- ・ ページ全体の構成について見直しを行い、必要に応じて改修を行うこと。(年1回程度)
 - ・ TCVBより別途提供する東京おみやげの情報（原稿等）について、必要な編集/ライティング（翻訳を含む。）を行い、既存コンテンツ（各東京おみやげの商品ページ含む。）の更新・追加を行うこと。(年4回程度)
 - ・ 新規東京おみやげ商品及びデザイン等が改修された商品を撮影すること。(年2

回程度、計15～20商品程度想定)

※これまでの制作コンテンツ例: <https://tokyotokyo.jp/article/omiyage/>

④ インフルエンサーコンテンツ

- ・ 更新頻度：年3回程度
- ・ コンテンツ概要：他事業で実施したインフルエンサーによる発信情報（画像・映像）をキュレーション。
- ・ TCVBより別途提供するインフルエンサーが撮影編集した画像・映像について、必要な編集を行い、更新・追加を行うこと。

これまでの制作コンテンツ例:

<https://tokyotokyo.jp/article/tokyotripmemories/>

⑤ 東京交差点

- ・ 更新頻度：年6回程度
- ・ TCVBより別途提供するYouTube動画のURLを元に、新着動画の更新を行うこと。

⑥ 東京観光大使の紹介ページの制作・更新

- ・ 東京都が任命する「東京観光大使」を紹介する一覧ページに、各東京観光大使の情報及び活動レポートについて必要な編集/ライティング(翻訳を含む。)を行い、5本程度掲載すること。活動レポートの原稿(日本語)についてはTCVBより別途提供を行う。
- ・ 各東京観光大使のプロフィールを更新すること。各観光大使の写真及び紹介原稿(日本語・英語)についてはTCVBより別途提供を行う。(年2回程度)

⑦ Aboutの制作・更新

- ・ 更新頻度：年3回程度
- ・ 令和8年に制作予定のPR映像2本を追加すること。TCVBより別途提供する情報(PR映像、写真、撮影地名)をもとに、撮影地を紹介するページを作成し公開すること。

参照: <https://tokyotokyo.jp/about/nothingliketokyo2025/day/>

- ・ TCVBの依頼に応じて、イメージギャラリーや既存のPR映像の追加や削除対応を行うこと。

⑧ News&Topics

- ・ 更新頻度：年10回程度
- ・ TCVBより別途提供する情報(写真、原稿等)について、サイトのターゲットにあった適切な露出方法を設定し、必要に応じて編集/ライティング(支給原稿が日本語の場合は翻訳を含む。)・コンテンツを制作すること。

※これまでの制作コンテンツ例: <https://tokyotokyo.jp/news-and-topics/>

- ・ 公開済のニュースに情報の更新がある際は、修正を行うこと。

⑨ その他

その他の既存コンテンツの更新があった際は、改修を行うこと。(年2回程度)

(イ) 既存コンテンツの企画・拡張：区市町村と連携した魅力発信

区市町村が持つ海外の旅行者にまだあまり知られていない魅力を紹介するコンテンツとして動画を8本程度制作すること。

- ・ 制作する動画は、SNSで広く視聴・拡散されることを想定し、1分程度の短めの尺が望ましい。また制作した動画はタイトルや簡単な概要文、ロケ地などの情報とあわせてサイト内に掲載すること。概要文のボリュームについては次のURL

先を参照すること。

(参照：<https://tokyotokyo.jp/article/discoveringtokyo10/>)

- ・制作に当たっては、インバウンドが引き続き拡大傾向にあることを見据え、より訪都意欲を掻き立てるテーマと訴求対象者を意識した適切な見せ方を設定し、TCVB の承認を得た上でコンテンツを制作すること。なお発信テーマとして取り上げる分野は「食」「ナイトタイム観光」を含める他、江戸の歴史や文化など東京の特色を活かすテーマを偏りがないように選定すること。今後ニーズが高まる可能性のある新しい観光テーマの採用も妨げない。
- ・コンテンツを制作する際は、各区市町村や地元の事業者等と連携を図り、綿密な調整の上、取材・撮影等を行い、その内容を反映すること。各区市町村に対してアンケート等を行い、各区市町村のニーズを踏まえた内容とすること。なお、アンケート実施時にはTCVBの確認の上、区市町村間の公平性に配慮して行うこと。また、アンケートに回答していない区市町村であっても、過年度取り上げていない区市町村がある場合は、優先し選定すること。
- ・制作するコンテンツのうち、多摩エリア、島しょエリアを含めたコンテンツは半数程度制作とすること。
- ・コンテンツ制作に当たっては、一人旅・カップル・グループ・ファミリーなど様々なシチュエーションを想定し、多様性に配慮したモデルを起用すること。
- ・制作するコンテンツは、各区市町村や地元の事業者等と綿密な調整の上、取材・撮影等を行い、その内容を踏まえたものとする。
- ・制作するコンテンツ及び撮影した動画・写真素材は、東京都及びTCVBの他事業の観光プロモーションで二次使用が可能なものとする。
- ・制作した動画は「DISCOVERING TOKYO」内に格納すること。

(ウ) SNS 投稿に係る画像・テキストの作成

サイト内のページを公開・更新する際は、同ページに誘導する SNS 投稿用の画像・テキストを事前に作成し、TCVB の承認を得ること。

(3) Tokyo Tokyo サイト（日本語版）

- ア. ターゲット：国内旅行者及び東京都民、都内事業者
- イ. 目的：国内における東京の魅力の発信、東京ブランド及び東京ブランドの取り組みへの認知拡大、理解促進を促すこと。
- ウ. 言語
受託者が作成する発信内容については、訴求対象に分かりやすく正確な発信ができるよう、十分な文章作成能力を有するライターによるテキスト作成を行うこと。
- エ. コンテンツ
令和7年度までに制作したコンテンツについては、全て継続して本サイトに格納・掲出するとともに、新たに以下のコンテンツの企画・制作を行うこと。
また、各コンテンツについては、原稿確定後又はTCVBからの文章・画像等の支給後、概ね1週間以内に公開できるような体制等を整えること。
(ア) コンテンツの追加・更新・拡張、サイトの改善
 - ① トップページ
 - ・ サイト内のコンテンツの更新・追加に合わせて、更新を行うこと。
 - ② 「Tokyo Tokyo について」の更新

- ・ PR 映像、イメージギャラリーについて、年 3 回程度更新をすること。
- ③ 最新ニュースの更新
- ・ 更新頻度：年 20 回程度
 - ・ TCVB より別途提供する情報（写真、原稿等）について、サイトのターゲットにあった適切な露出方法を設定し、必要に応じて編集/ライティング（英語サイトにも掲載する場合は翻訳を含む。）・コンテンツを制作すること。
※これまでの制作コンテンツ例：<https://tokyotokyo.jp/ja/news/>
 - ・ 公開済のニュースに情報の更新がある際は、修正を行うこと。
- ④ 活動レポートの更新
- ・ TCVB より別途提供する情報（写真、原稿等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な露出方法にて編集すること。
 - ・ 「レポート」は年 10 回程度更新をすること。
※これまでの制作コンテンツ例：<https://tokyotokyo.jp/ja/action/>
 - ・ 公開済の活動レポートに情報の更新がある際は、修正を行うこと。
 - ・ 各コンテンツの削除や格納場所の移行が必要な際は、対応すること。
- ⑤ 東京おみやげの更新
- ・ 本仕様書 6（2）エ(ア)③について、英語ページにあわせて更新すること。
※これまでの制作コンテンツ例：<https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage/>
- ⑥ 東京おみやげ製作者の声の更新
- ・ 更新頻度：年 2 回程度
 - ・ TCVB より別途提供する情報（写真、原稿等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な露出方法を設定し、編集すること。
※これまでのコンテンツ例：<https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage-interview/>
 - ・ 公開済のページに情報の更新がある際は、修正を行うこと。
- ⑦ #Tokyo Tokyo BASE の更新
- ・ 更新頻度：年 1 回程度
 - ・ TCVB より別途提供する情報（写真、原稿等）をもとに、サイトのターゲットにあった適切な露出方法を設定し、編集すること。
※これまでのコンテンツ例：<https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage-tokyotokyobase/>
 - ・ 公開済のページに情報の更新がある際は、修正を行うこと。
- ⑧ 新規コンテンツの追加：年 2 本程度
- ・ これまでの制作コンテンツを参考に、媒体とのコラボレーションを含めたコンテンツなど、サイトへの流入を促進するためのコンテンツを作成し掲載すること。最終的な媒体候補案、コンテンツ案は事前に提出し、TCVB の承認を得ること。
※これまでの制作コンテンツ例：<https://tokyotokyo.jp/ja/mediacollab/>
※既存コンテンツに情報の更新がある際は、修正や削除対応を行うこと（既存コンテンツ更新頻度：年 2 回程度）。
- ⑨ 他事業と連携したキャンペーン等の対応について
- ・ 他事業におけるキャンペーン等について、TCVB より別途提供する素材をもとに WEB サイトに設置するバナーなどを制作し、WEB サイトからキャンペーンページへの導線を作ること。また WEB サイト内にコンテンツの格納等が必要になった場合は対応すること。

- ・ 更新頻度：年 5 回程度
- ・ キャンペーン等の進捗に応じて、随時更新を行うこと。
- ⑩ 観光大使の紹介ページの制作・更新
 - ・ 本仕様書 6 (2) エ (ア)⑥について、英語ページにあわせて更新すること。
- ⑪ その他、既存コンテンツの更新があった際は、改修を行うこと。主な項目の更新頻度の目安は以下のとおりである。
 - ・ Tokyo Tokyo メンバーズ情報の更新（更新頻度：隔月程度）
- ⑫ サイトの改善
 - ・ Tokyo Tokyo アイコンに込められたブランドコンセプトをより効果的に伝え、またアクセス及びユーザビリティを向上させるために、ブランドの世界観を体現した動的なファーストビュー (TOP ページ) の導入や、初めて来訪するユーザーにもコンテンツや記事の探索がしやすいような情報探索機能等の具体的な改善策を策定し、TCVB と協議の上、実施すること。
- (イ) SNS 投稿に係る画像・テキストの作成
 - ・ サイト内のページを公開・更新する際は、同ページに誘導する SNS 投稿用の画像・テキストを事前に作成し、TCVB の承認を得ること。

(4) Tokyo Tokyo SNS (英語)

本仕様書 2 ウの SNS アカウントについて、以下の仕様を満たした更新及び運営管理を行うこと。なお、目的とターゲット、言語は本仕様書 6 (2) のサイトと同じとする。

ア. Facebook 及び X (旧 Twitter) について

(ア) 方向性について

- ・ サイトの更新に関する告知や、事業に関連したニュース情報など、活動内容を投稿する。
- ・ フォロワー数、#TokyoTokyo 投稿数、エンゲージメント率 (いいね数、シェア数等) の向上とともに、ファンの醸成、リピーター率の向上を図る。

(イ) コンテンツ

- ・ 更新頻度は週 1 回程度とする。
- ・ 年間を通して投稿を行うための施策を策定し、TCVB の承認を得ること。
- ・ 投稿内容は WEB サイトの更新分その他、東京都や TCVB が運営する以下のアカウントの投稿のうち東京の魅力を発信する内容についての引用投稿や転載、また東京都や TCVB が指定したコンテンツについて投稿を行うこと。

Instagram : Tokyo Tokyo (@tokyotokyooldmeetsnew)

X (旧 Twitter) : GO TOKYO (@GOTOKYOofficial)

Facebook : GO TOKYO (@GoTokyo.en) /

Destination TOKYO TAMA (@destination.tokyo.tama)、

Destination TOKYO ISLANDS (@destination.tokyo.islands)

(ウ) その他

X (旧 Twitter) アカウントは認証バッジを取得すること。維持費用は本委託費に含むこと。

イ. YouTube について

(ア) 方向性について

- ・ サイトに掲出する動画は基本的に YouTube の所定のアカウントにアップロードするものとする。チャンネル登録者が閲覧しやすいように整理して掲出を行う。

(イ) コンテンツ

- ・ 更新は必要に応じて行う（東京都や TCVB が内容を指定する場合がある）。
- ・ アップの際は、YouTube 内の検索によるオーガニックな集客も考慮したタイトルと本文を策定し、TCVB の承認を得ること。

ウ. その他

- ・ 定期的にユーザーの投稿内容等を確認し、ネガティブな投稿や不正アクセス等に対して必要な措置を講じること。
- ・ 他事業との連携において、適切にビジネスポートフォリオにパートナーの追加・削除対応を行い、タイアップ投稿の管理を行うこと。

(5) Tokyo Tokyo SNS（日本語）

本仕様書 2 エの SNS アカウントについて、以下の仕様を満たした日本語版 Facebook の運営管理を行うこと。

ア. 日本語版 Facebook について

(ア) 方向性について

- ・ サイトの更新に関する告知や、事業に関連したニュース情報など、活動内容を投稿する。

(イ) コンテンツ

- ・ 更新頻度は週 1 回程度とする。東京都や TCVB が内容を指定する場合もある。

イ. その他

- ・ 言語については、本仕様書 6（3）のサイトと同様とする。
- ・ 定期的にユーザーの投稿内容等を確認し、ネガティブな投稿や不正アクセス等に対して必要な措置を講じること。
- ・ 他事業と連携において、適切にビジネスポートフォリオにパートナーの追加・削除対応を行い、タイアップ投稿の管理を行うこと。

(6) &TOKYO サイト

ア. ターゲット：東京都民

イ. 目的：東京都民に対して、東京ブランドの取り組みへの認知拡大、理解促進を促すこと。

ウ. 実施内容

- ・ 毎月のサイトの解析データを報告すること。なお、アクセス解析については Google Analytics (GA4) を導入し、解析を行うために必要な設定を行うこと。
- ・ アクションパートナー情報の更新（更新頻度：年 4 回程度）
- ・ その他、既存コンテンツの更新があった際は、改修を行うこと。

(7) アクセス解析

ア. 本仕様書 6（2）～（3）について、以下を行うこと。

- ・ 毎月アクセス解析を行い、以下に示す各指標の数値を報告書にまとめて提出すること。
PV 数（全体、日別、ページ別、流入経路別）、総ユーザー数、新規ユーザー数、リピーター来訪率、エンゲージメント率、PV 数/セッション、平均滞在時間、平均エンゲージメント時間、直帰率、検索ワード、表示順位、サイト流入経路、属性（年代・性別・デバイス・国）、外部サイト遷移数、トップページスクロール率
- ・ 「エンゲージメント」の定義は、ユーザーが以下のいずれかを行った場合とすること。
(ア) ウェブサイトに来訪してから 10 秒以上経過

(イ) 2 ページ以上閲覧

(ウ) 本サイトから GO TOKYO (<https://www.gotokyo.org/en/index.html>) に遷移

- ・ 解析にあたり現サイトに導入されている Google Analytics (GA4) 及び Google Search Console を継承し分析に活用することともに、過去の結果と比較できるよう、適切にデータの取得・保管を行うこと。
- ・ ブランディングサイトとしての目的や役割を踏まえ、ブランド推進の観点から前項で指定する各指標の分析を行い、サイト評価・課題認識・今後の運営の示唆等（現状のサイト構造を大きく変えない範囲を前提とする。）について、必要な検討を行った上で、中間及び期末に整理した内容を報告すること。

イ. 本仕様書 6 (4) ~ (5) について、以下を行うこと。

- ・ 毎月アクセス解析を行い、各数値の報告を行うこと。
- ・ フォロワーの離脱が著しい場合、原因を追究し、TCVB に対応策を策定すること。

(8) その他

契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費及び新規受託業者への引き継ぎに係る費用は、本委託費に含まれるものとする。

7. 完了報告

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙 2 「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A 4 で作成し電子データを納品すること。

目次、体裁、提出期限等は TCVB と調整の上決定する。

エクセル等を使用する場合には別紙として添付すること。

ウ. サイト運営に関するマニュアル

8. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」**第 14 に定めるところによる。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260130.docx

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 秘密の保持

受託者は、9. により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはな

らない。この契約終了後も同様とする。

9. により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 1. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 2. 個人情報の保護等

(1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」***を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」*に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり 9. により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア. 本事業の遂行に当たって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）がア. と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、9. により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア. TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もア. と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 3. 契約更新

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、受託者との合意のもと 1 年間を単位として最大 2 回まで本委託契約を更新することができる。更新を検討するに当たって TCVB において評価審査会を実施するため、別途業務報告書を提出し、評価審査会に参加すること。更新後の業務内容・規模については、本委託契約期間内に別途提示する。

契約更新に当たっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、TCVB 収支予算が TCVB 評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

なお、次年度の契約内容や金額が大きく変更・追加になる場合、事業方針が変更になる場合

などは、評価審査会を実施しないことがある。

14. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (2) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (3) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (4) 本事業の委託者は TCVB であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。
- (7) 本事業は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度東京観光財団収支予算が令和8年3月31日までに東京観光財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電話：03-5579-2683
